

● [生命保険料控除]

(単位 : 円)

控除区分		所得税		住民税	
		支払った保険料等の金額	支払った保険料等の金額	控除額	控除額
旧契約	一般生命保険料 個人年金保険料	25,000 以下	支払った保険料等の全額	15,000 以下	支払った保険料等の全額
		25,001 ~ 50,000	支払額 × 1/2 + 12,500	15,001 ~ 40,000	支払額 × 1/2 + 7,500
		50,001 ~ 100,000	支払額 × 1/4 + 25,000	40,001 ~ 70,000	支払額 × 1/4 + 17,500
		100,001 以上	50,000	70,001 以上	35,000
新契約	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	20,000 以下	支払った保険料等の全額	12,000 以下	支払った保険料等の全額
		20,001 ~ 40,000	支払額 × 1/2 + 10,000	12,001 ~ 32,000	支払額 × 1/2 + 6,000
		40,001 ~ 80,000	支払額 × 1/4 + 20,000	32,001 ~ 56,000	支払額 × 1/4 + 14,000
		80,001 以上	40,000	56,001 以上	28,000
	控除適用限度額	3つの合算額で 120,000 が限度		3つの合算額で 70,000 が限度	

※ 医療費控除については、保険金等で補てんされる金額は差し引くことになります。金額が確定していない場合は、保険金額が確定してから申告してください。(期限を過ぎる場合は、修正申告にて対応することになります。)

● [医療費控除]

「支払った医療費」－「保険金等で補てんされる金額」＝ 差引金額 A

差引金額 A －「総所得金額等の 5%」若しくは「10 万円」いずれか少ない金額＝ 医療費控除 (限度額 200 万円)

⑦ 通帳 所得税の確定申告の際、還付金の振込みに必要となります。

⑧ その他 各種証明書やその他個人で申告に必要な物。(個々に必要書類が異なります。)

※ 譲渡所得のある方(土地・建物を個人や公共団体に売買した方)については、税務署に「譲渡所得の内訳書」を提出する必要があります。売買額が高額な場合や所得税の発生する場合は、直接税務署にて申告してください。

※ 税務署から申告の案内が来ている方については、税務署での申告をお願いします。

なお、税務署で確定申告をした場合、後日町へ申告書が送付されますので、改めて役場で申告する必要はありません。

◎ 各振興会長におかれましては、お手数をお掛けしますが会場の手配について、よろしくお願いします。

■ 問合せ先 : 町役場 税務課 ☎ 0994(65)8414 内之浦総合支所町民生活課 ☎ 0994(67)4511

■ 申告は便利な e-Tax で

所得税の確定申告は、便利でスピーディーな、e-Tax (電子申告) をご利用ください。添付書類の提出省略や、還付金が早く受け取れる特典もあります。

国税庁のホームページでは、e-Tax だけでなく、書面提出用の書類の作成や、収支内訳書(青色申告決算書)も作成でき、税額も自動計算しますので便利で安心です。

詳細は、国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」へ